

# 津市の障がい福祉

平成25年4月16日発行

平成25年 第1号

障がい福祉課

☎229-3157 ☎229-3334

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のある人などに市が実施している障がい福祉サービスや、自立支援医療についてお知らせします。これらを利用するには、あらかじめ申請が必要です。

## 市が実施している障がい福祉サービス

### 手当・年金

#### ■津市重度心身障害者等介護手当

**対象** 次のいずれかに該当する市内に住所のある20歳以上の重度の障がい者など同一の生活を営み、常時介護を行う人

- ①身体障害者手帳の障がい名が上肢・下肢・体幹機能障がい、または視覚障がい1級
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ④介護保険の要介護状態区分が要介護4または5

#### 対象にならない場合

- 上記の①～④に該当する人が特別障害者手当または経過的福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき
- 介護者が上記の①～④の障がいを有したとき
- 所得税課税世帯

**支給額** 障がい者など1人につき月額3,000円

#### ■津市中心身障害児童福祉年金

特別児童扶養手当と同時に受けることができます。

**対象** 次のいずれかに該当する市内に住所のある3歳以上20歳未満の重度障がい児を在宅で養育している人

- ①身体障害者手帳1級～3級
- ②療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)

**対象にならない場合** 上記の①、②に該当する人が障害児福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき

**支給額** 障がい児など1人につき月額7,000円



### 交通サービス

#### ■津市視覚障害者タクシー料金助成事業

津市障害者等交通サービス支援事業と同時に利用することはできません。毎年申請する必要があります。

**対象** 市内に住所のある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の等級が視覚障がい1級の所得税非課税の人

**助成額** 1カ月につき600円の乗車券4枚を申請月から助成



#### ■津市障害者等交通サービス支援事業

津市視覚障害者タクシー料金助成事業または特別支援教育就学奨励制度と同時に利用することはできません。

**対象** 市内に住所があり、通院・通学のためにタクシーや自家用車、公共交通機関を月1回以上利用する人で、次のいずれかに該当する所得税非課税の人。ただし、障がい児は保護者が所得税非課税の人。

- ①身体障害者手帳1級または2級
- ②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級

#### 対象にならない場合

- 上記の①～③に該当しなくなったとき
- 所得税が課税されたとき
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたとき
- 入院または施設に入所したとき

**助成額** 通院・通学1回につき1,000円(1カ月4回まで)